

議案第159号

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税条例等の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準) 第19条 [略] 2～4 [略] 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第25条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 [略]	(所得割の課税標準) 第19条 [略] 2～4 [略] 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第25条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。 6 [略]
(寄附金税額控除) 第24条の2 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、 <u>第35条の2第8項第4号</u> 及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により	(寄附金税額控除) 第24条の2 [略] 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、 <u>第35条の2第10項第4号</u> 及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定によ

読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

3 [略]

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) [略]
- (2) [略]
- (3) [略]

2・3 [略]

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象

り読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

3 [略]

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第44条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市内に住所を有する者でない者
- (2) [略]
- (3) [略]
- (4) [略]

2・3 [略]

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第44条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該年度の前年度において第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額(同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所

年金所得者に係る均等割額を第37条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項、第42条の2第1項又は第43条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第42条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41

得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額)に相当する額をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2・3 [略]

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第12条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41条第1項、第42条第1項又は第43条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第13条 [略]

2・3 [略]

4 附則第37条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第38条第1項、第41

条第1項、第42条第1項、第42条の2第1項又は第43条第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、附則第42条の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 [略]

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項、附則第42条の2第1項又は附則第43条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第8項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場

条第1項、第42条第1項又は第43条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第41条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 [略]

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条の4 第24条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第36条の2第1項、附則第37条第1項、附則第38条第1項、附則第41条第1項、附則第42条第1項又は附則第43条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第24条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項、第5条の7第2項、第33条の2第7項第4号、第33条の3第7項第4号、第34条第6項第4号、第35条第8項第4号、第35条の2第10項第4号及び第35条の4第5項第4号並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第11項第5号及び同条第14項第5号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第36条の2 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及

株式等に係る配当所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額(上場株式等に係る配当所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第15条第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額(上場株式等に係る配当所得の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第15条第1項の規定は、適用しない。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の

額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
- (4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の

額及び附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第42条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第19条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額（株式等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の

2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第42条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に係る同項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。）をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

第42条の3 削除

（特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例）

第42条の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例）

第42条の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等（所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。）に

係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 市民税の所得割の納税義務者が第19条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

- 第42条の6 所得割の納税義務者の平成22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

- 2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第19条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

- 3 第1項の規定の適用がある場合における附則第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは、「配当所得の金額（附則第42条の6第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」とする。

- 4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定

により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。)は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書(第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第36条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額(第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第36条の2第1項及び第2項並びに附則第42条第1項の規定の適用については、附則第36条の2第1項中「配当所得の金額(以下)とあるのは「配当所得の金額(附則第42条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下)」と、附則第42条第1項中「計算した金額(」とあるのは「計算した金額(附則第42条の6第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)」とする。

6 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第42条の6第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措

置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第42条の6第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第42条の6第6項において準用する前条第4項」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第43条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の3第12項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この条において「特定株式に係る譲渡損失の金額」と

いう。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書(第5項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第42条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第42条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(附則第43条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、)とする。

5 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第43条第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条第5項において準用する前条第4項」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第43条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第43条の2 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第43条の3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に

関する事項を記載した第28条第1項又は第3項の規定による申告書（第3項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

3 第28条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第43条の3第1項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第29条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条の3第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第43条の3第3項において準用する前条第4項」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第44条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第43条の4 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第44条第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第44条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第44条第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 [略]

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第24条、第24条の2第1項、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附

則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第44条第4項」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第44条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第44条第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の

則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第25条、第25条の2第1項、附則第15条第1項、附則第15条の3第1項及び附則第15条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第43条の4第4項」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。

(4) 附則第11条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第43条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金

計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第55条 [略]

2 第63条の規定は、法附則第41条第10項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第10項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第55条の2 法附則第41条第14項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第14項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らか

額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第43条の5 所得割の納税義務者が支払った、又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第28条第3項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

第44条 削除

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第55条 [略]

2 第63条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第63条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第4項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第55条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らか

<p>にする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第14項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第14項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第14項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>にする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第15項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
--	--

第2条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第42条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項におい</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

て準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第42条第1項」とあるのは「附則第42条の2第1項」と、「一般株式等」とあるのは「上場株式等」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

(さいたま市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例（平成20年さいたま市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 [略]</p> <p>2 この条例の施行の日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第43条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第42条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第42条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第42条の3中「計算した金額()とあるの</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 [略]</p> <p>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。） 前にこの条例による改正前のさいたま市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第43条第7項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により払込みにより取得をした特定株式については、同項及び同条第8項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第7項中「平成21年3月31日」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日前」とする。</p> <p>3 施行日から平成22年3月31日までの間における新条例附則第43条第4項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第42条の3の規定の適用について」と、「同項」とあるのは「附則第42条第1項」と、「とする」とあるのは「と、附則第42条の3中「計算した金額()とあるのは、「計算</p>

は、「計算した金額（附則第43条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 [略]

2 この条例による改正前のさいたま市市税条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 [略]

した金額（附則第43条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

（法人の市民税に関する経過措置）

第3条 [略]

2 旧条例第14条第1項第4号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成19年度分までの法人の市民税の均等割については、なお従前の例による。

3 [略]

第4条 さいたま市市税条例の一部を改正する条例（平成22年さいたま市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

附則第43条の改正及び附則第42条の7の次に1条を加える改正を削る。

改正後	改正前
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 附則第43条の改正及び附則第42条の7の次に1条を加える改正並びに次条第4項の規定平成27年1月1日</u></p> <p>（個人の市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 改正後の条例附則第43条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第12条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分に限る。）、附則第13条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分に限る。）、附則第15条の4の改正（「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分に限る。）、附則第42条の2から第43条までを削る改正、附則第43条の2の改正、附則第43条の3を削る改正、附則第43条の4の改正（同条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）を除く。）並びに附則第43条の5及び第44条を削る改正並びに第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中第19条第5項並びに附則第55条第2項及び第55条の2の改正
平成28年1月1日

(3) 第1条中第44条の2第1項及び第44条の5第1項の改正並びに次条第1項の規定 平成28年10月1日

(4) 第1条中第24条の2第2項の改正並びに附則第12条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第13条第4項の改正（「第43条の2第1項」を「第43条第1項」に改める部分及び「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第15条の4の改正（「附則第43条の2第1項」を「附則第43条第1項」に改める部分を除く。）、附則第36条の2及び第42条の改正並びに附則第43条の4の改正（同条第5項第3号の改正（「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）に限る。）並びに第2条の規定並びに次条第2項の規定 平成29年1月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例第44条の2及び第44条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の同項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第12条第4項、第13条第4項、第15条の4、第36条の2、第42条及び第44条第5項第3号の規定並びに第2条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第42条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。